



天海訴訟の勝訴とこれから

65歳を迎えた天海正克さんが、それまでに利用してきた障害者福祉（障害者総合支援法による居宅介護（ホームヘルプ））の継続を申請した際、千葉市から介護保険移行を強要されました。介護保険申請を拒否したところ、千葉市は障害者福祉の継続を却下し、すべての福祉サービスを打ち切りました。障害者のライフラインが止められたのです。まさに砂漠の真ん中に放り出されたようなものです。水道もガスも電気も使えないようにしたのです。

生活できなくなった天海さんは、ヘルパーを自費で確保し何とか当面の生活を乗り切りましたが多額の出費を強いられました。障害年金と手当の収入では自費の介護生活は続けられず、やむなく不本意ながら介護保険を使用することになりましたが、市のやり方に納得できず、知事への審査請求を経て、千葉地方裁判所へ提訴することにしました（被告：千葉市長）。

天海さんの思いは、障害者総合支援法と介護保険法では目的（社会参加の有無など）が異なることや、自立支援法違憲訴訟で勝ち取った利用料の非課税世帯無料化が65歳で打ち切られてしまうことなどへの怒りでした。

裁判の経過

2015年11月27日に提訴し、23回の口頭弁論が行われ、2021年5月18日に判決が出まし

た。千葉地裁の判決は障害者の生活を顧みない不当判決でした。

東京高等裁判所へ控訴し、6回の口頭弁論が行われました。今年の3月24日、東京高裁は千葉地裁判決を変更し、天海さんの訴えを認め、逆転の原告全面勝訴の判決を下しました。その内容は、

1. 障害者総合支援法の申請却下決定を取り消すこと
2. 障害者総合支援法の規定による身体介護、家事援助の支給決定をせよ
3. 国家賠償法に基づき、ホームヘルプ利用料自費負担分、慰謝料等を支払え

などです。天海さんが提訴した請求項目は、慰謝料金額が請求よりも低かった点以外は判決全文とのおり認められましたので、全面勝訴と言えます。判決報告集会では弁護団の坂本弁護士から「支援の大きな声が裁判を動かした。このような裁判を初めて経験した」との発言がありました。ただ、判決理由を見ると「介護保険優先原則が妥当」との文言や、憲法、障害者権利条約については深い吟味を回避し「立法府の広い裁量」などとして退けている点は残念なことです。今後の運動で、克服すべき課題は残されました。

ではなぜ勝訴になったのか。天海さんよりも所得が高く境界層措置を受けていた障害者は介



2015年11月27日 千葉地裁へ提訴後、裁判所の前で

護保険に移行後も無料であるにもかかわらず、65歳前無料であった天海さんが移行後月1万5千円の利用料がかかるという事態になった。この不均衡状態を避けるべき千葉市が、何もせず放置したことは違法であると高裁は判断したのです。

判決理由の中で目を引くのは、千葉市は「域内の住民のための社会保障を担っており」不均衡を避けることが求められる、と自治体の役割と責任を強調していることです。また天海さんが65歳時に千葉市に提出した「介護保険を申請しない理由書」の中で介護保険の利用料負担が生ずることを記載しているのだから、千葉市は容易にそのことを知ることができたはずだと判示し、何らの策も講じなかった千葉市の無責任を指摘していることです。

千葉市長は、この判決を厳粛に受け止め、直ちに判決事項を実行すべきです。また、9年にわたる原告天海さんの苦しみを、さらにこれ以上長引かせることの無いよう、最高裁判所へ上告せず、裁判を終結すべきです。

ところが4月7日、千葉市長は最高裁へ上告の手続きを取りました。自らの過ちを認めない千葉市長の対応は許せません。市民生活を守るべき自治体の役割を放棄するものと言わざるを得ません。支援する会としては最高裁での勝訴を勝ち取るため、引き続きとりくみを続けます。

今後の運動に生かす視点

一つは、自治体の役割についてです。高裁は福祉を担うべき自治体としての千葉市の責任を認定しました。自明のことですが、障害者運動を進める者にとって改めて確認したいことです。

二つは、天海さんが65歳を迎えたのは2014年、その時はなかった介護保険利用料の償還払い制度が2018年にできたことは、天海訴訟を提起したこと自体の大きな成果だと思います。これは日本全国の障害者全体に関わっていることです。制度そのものは厳しい条件がありますが、これからそのハードルを下げていくための運動をしていくことが必要です。非課税世帯が大半の障害者にとって大きな成果です。

三つは、上告受理申し立てが却下され高裁判決が確定した場合の今後の運動についての提案です。高裁が言うところの「不均衡な状況の放置」は現在、全国いたるところで生じています。境界層措置を受けていない障害者がほとんどですから。全国の65歳を迎える障害者は「不均衡放置」だからは正されるまでの間は障害者福祉を適用せよ、と主張できるはずです。そのような運動をおこしたいです。

天海訴訟を支援する会
三橋恒夫